

## 平成30年度

宮城県立高等学校入学者選抜方針  
仙台市立高等学校入学者選抜方針  
石巻市立高等学校入学者選抜方針  
宮城県公立高等学校入学者選抜要項

出願書類

予備調査までの流れ

入試のフロー図

地区処理委員会

各種様式一覧

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会

仙台市教育委員会

石巻市教育委員会

# 入 学 者 選 抜 事 務 日 程

事 項	参 照 ページ	期 日	報告者又は 送 付 者	経 由 (あて先)	最終報告先 又は送付先	備 考	
募 集 定 員	4	7月4日(火)				県教委, 関係市教委	
入学者選抜一覧公表(実施方法等)		7月4日(火)				県教委, 関係市教委	
願 書 等 用 紙 配 布		10月上旬	県 教 育 長		教育事務所長等		
第1志願者予備調査 集 計 表 の 提 出	6	11月1日(水)から 11月6日(月) 午後3時まで	中 学 校 長	仙台市立中学校に あつては仙台市教 育委員会教育長	県 教 育 庁 高 校 教 育 課 長	電 子 メ ー ル	
第2志願者予備調査 集 計 表 の 提 出	6	1月4日(木)から 1月5日(金) 午後3時まで	中 学 校 長	仙台市立中学校に あつては仙台市教 育委員会教育長	県 教 育 庁 高 校 教 育 課 長	電 子 メ ー ル	
前 期 選 抜 ( 上 段 ) 連 携 型 選 抜 ( 下 段 )	出 願 受 付	9 23, 26	1月9日(火)から 1月12日(金) 午前11時まで	中 学 校 長 又 は 所 属 長 等		高 等 学 校 長	
	出 願 書 類 受 領 書	9 (23), 26	1月9日(火)から 1月12日(金)	高 等 学 校 長		中 学 校 長 又 は 所 属 長 等	郵 送 で 受 領 し た 場 合 は, 受 理 後 速 や か に FAX で 連 絡, 後 日 郵 送
	出 願 者 数 等 報 告	9 23, 26	1月12日(金) 出願締切後直ちに	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
	特 例 措 置 に よ る 等 出 願 受 付	12	1月15日(月)から 1月17日(水) 正午まで			高 等 学 校 長	
	受 験 票 等 送 付	9 27	1月18日(木) 午前11時	高 等 学 校 長		中 学 校 長 又 は 所 属 長 等	郵 送 (出願書類受領書含む)
	学 力 検 査 及 び 学 校 独 自 検 査	10					
	学 力 検 査 及 び 面 接	24, 27	1月31日(水)				高 等 学 校
	結 果 通 知	11 24, 27	2月8日(木) 午後3時頃	高 等 学 校 長		中 学 校 長 又 は 所 属 長 等	郵 送
	合 格 者 の 発 表	11 24, 27	2月8日(木) 午後4時				高 等 学 校
	合 格 者 数 等 報 告	11 24, 27	2月8日(木) 正午まで	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
出 願 者 数 及 び 合 格 者 数 等 学 力 検 査 成 績 等 の 報 告	11 24, 27	2月15日(木)まで	高 等 学 校 長		県 教 育 長 ◎	( 親 展 文 書 )	
県外からの出願承認申請受付	28	11月29日(水)から 2月21日(水) 午前11時まで			高 等 学 校 長	特例措置による出願承認は3月2日(金)まで	
県外からの公立高等学校出願承認報告	29	3月5日(月)まで	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル	
後 期 選 抜	出 願 受 付	15	2月19日(月)から 2月22日(木) 午前11時まで	中 学 校 長		高 等 学 校 長	
	出 願 者 数 等 報 告	15	2月22日(木) 出願締切後直ちに	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
	特 例 措 置 に よ る 等 出 願 受 付	17	2月23日(金)から 3月2日(金) 正午まで			高 等 学 校 長	
	学 力 検 査	15	3月6日(火)				高 等 学 校
	合 格 者 の 発 表	16	3月14日(水) 午後3時				高 等 学 校
	合 格 者 数 等 報 告	17	3月14日(水) 正午まで	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
	出 願 者 数 及 び 合 格 者 数 等 学 力 検 査 成 績 等 の 報 告	17	3月20日(火)まで	高 等 学 校 長		県 教 育 長 ◎	( 親 展 文 書 )
第 二 次 募 集	実 施 予 定 の 報 告 ( 後 期 選 抜 出 願 締 切 後 )	18	2月22日(木) 午前11時	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル ※ 3月14日に再度報告
	実 施 予 定 の 報 告 ( 後 期 選 抜 合 格 発 表 日 )	18	3月14日(水) 正午まで	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
	出 願 受 付	20	3月15日(木)から 3月19日(月) 午後3時まで	中 学 校 長		高 等 学 校 長	
	学 力 検 査 等	21	3月20日(火)				高 等 学 校
	合 格 者 の 発 表	21	3月20日(火)又は 3月22日(木)				高 等 学 校
	結 果 の 報 告	21	合格者の発表後 直ちに	高 等 学 校 長	市立高等学校に あつては所属教 育委員会教育長	県 教 育 長	電 子 メ ー ル
通信制課程一期入学者選抜出願受付	33	3月11日(日)から 3月16日(金) 午前11時まで			高 等 学 校 長		
通信制課程一期入学者選抜結果通知送付	34	3月24日(土)	高 等 学 校 長		受 験 生 本 人	郵 送	
通信制課程二期入学者選抜出願受付	35	平成30年 9月3日(月)から 9月7日(金) 午前11時まで			高 等 学 校 長		
通信制課程二期入学者選抜結果通知送付	36	9月14日(金)	高 等 学 校 長		受 験 生 本 人	郵 送	

(備考) 市立高等学校にあつては, ◎は所属教育委員会教育長にも報告する。

上記のうち宮城県教育委員会教育長, 仙台市教育委員会教育長, 石巻市教育委員会教育長あてに提出又は報告を要する文書は, それぞれ以下において受け付ける。

宮城県教育庁高校教育課  
(FAX) (022) 211-3696  
仙台市教育局学校教育部高校教育課  
(FAX) (022) 264-4437  
石巻市教育委員会学校教育課  
(FAX) (0225) 22-5160

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1  
(電話) (022) 211-3624 (教育指導班)  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎  
(電話) (022) 214-8422  
〒986-8501 石巻市穀町14-1  
(電話) (0225) 95-1111 (代表)

目 次

ページ

◆ 平成30年度宮城県立高等学校入学者選抜方針	1
◆ 平成30年度仙台市立高等学校入学者選抜方針	2
◆ 平成30年度石巻市立高等学校入学者選抜方針	3
◆ 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項	4
I 募集及び出願	
1 募集定員	4
2 出願資格	
3 出願制限	
II 志願者予備調査	
1 手続	6
2 結果の通知・公表	
III 前期選抜（全日制・定時制課程）	
1 前期選抜の実施	7
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	8
5 県外からの出願	9
6 出願期間	
7 出願者数等の報告	
8 受験票等の送付	
9 学力検査及び学校独自検査	10
10 学力検査における傾斜配点	
11 選抜	11
12 合格者の発表	
13 合格者数等の報告	
14 合格者の取扱い	12
15 前期選抜出願の特例措置	
IV 後期選抜（全日制・定時制課程）	
1 後期選抜の実施	13
2 出願資格	
3 出願制限	

4	出願手続	13
5	県外からの出願	15
6	出願期間	
7	出願者数等の報告	
8	学力検査	
9	傾斜配点	16
10	面接・実技	
11	選抜	
12	合格者の発表	
13	合格者数等の報告	17
14	後期選抜出願の特例措置	

## V 第二次募集（全日制・定時制課程）

1	第二次募集の実施	18
2	実施予定の報告	
3	出願資格	
4	出願制限	19
5	出願手続	
6	県外からの出願	20
7	出願期間	
8	出願者数等の報告	21
9	学力検査等	
10	選抜	
11	合格者の発表	
12	合格者数等の報告	

## VI 連携型選抜

1	連携型選抜の実施	22
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	出願期間	23
6	出願者数等の報告	
7	学力検査・面接	24
8	選抜	
9	合格者の発表	
10	合格者数等の報告	
11	合格者の取扱い	

## Ⅶ 社会人特別選抜（定時制課程）

1 社会人特別選抜の実施	25
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	
5 出願期間	26
6 出願者数等の報告	
7 受験票等の送付	27
8 学力検査及び学校独自検査	
9 選抜	
10 合格者の発表	
11 合格者数等の報告	
12 合格者の取扱い	

## Ⅷ 県外からの出願（全日制・定時制課程）

1 出願承認の申請	28
2 出願承認の申請手続	
3 出願手続	29
4 県外からの出願の特例措置	30

## Ⅸ 通信制課程

第1 通信制課程の入学者選抜の実施	32
第2 一期入学者選抜（平成30年春募集）	
1 募集人数	
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	
5 出願期間	33
6 面接	
7 選抜	
8 結果の通知	34
9 その他	
第3 二期入学者選抜（平成30年秋募集）	
1 募集人数	
2 出願資格	
3 出願手続	
4 出願期間	35
5 面接	
6 選抜	
7 結果の通知	36
8 その他	

## X その他

1	学力検査及び学校独自検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い	37
2	進路指導と助言	
3	特別な事情で欠席が多い生徒の副申書に関する取扱い	
4	合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付	
5	入学者選抜に係る検査の得点の口頭請求による開示（簡易開示）	38
6	海外帰国者等の取扱いに関する留意事項	
◆	出願書類	39
◆	予備調査までの流れ	40
◆	前期選抜の流れ	41
◆	連携型選抜の流れ	42
◆	後期選抜の流れ	43
◆	県外からの出願の流れ	44
◆	特例措置の流れ（前期選抜及び後期選抜）	
◆	第二次募集の流れ	45
◆	地区処理委員会	46
◆	各種様式一覧	47
◆	県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて	70
◆	県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	72
◆	仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	
◆	石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	73
◆	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置	74

# 平成30年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

## 1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

## 2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。各高等学校は、学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。
- (2) 学校独自検査  
学校独自検査は、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上実施する。
- (3) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、数学及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。  
この場合、次のア～ウのいずれか一つ又は複数を実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。  
ア 面接  
イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）  
ウ 一部教科の得点を倍にする等の傾斜配点  
また、必要に応じその他の資料を加えることができる。
- (2) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

## 5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査（前期選抜に準じる。）、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

## 6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、前期選抜において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

## 7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

# 平成30年度仙台市立高等学校入学者選抜方針

仙台市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

## 1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

## 2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。各高等学校は、学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。
- (2) 学校独自検査  
学校独自検査は、面接、作文の中から一つ以上実施する。
- (3) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、数学及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。  
この場合、次のア、イのいずれか一つ又は両方を実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。  
ア 面接  
イ 一部教科の得点を倍にする等の傾斜配点  
また、必要に応じその他の資料を加えることができる。
- (2) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

## 5 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、前期選抜において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

# 平成30年度石巻市立高等学校入学者選抜方針

石巻市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

## 1 基本原則

- (1) 高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

## 2 前期選抜

- (1) 高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。高等学校は、学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。
- (2) 学校独自検査  
学校独自検査は、面接、作文等の中から一つ以上実施する。
- (3) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、数学及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 3 後期選抜

- (1) 高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。  
この場合、次のア、イのいずれか一つ又は複数を実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。  
ア 面接  
イ 一部教科の得点を倍にする等の傾斜配点  
また、必要に応じその他の資料を加えることができる。
- (2) 学力検査  
ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。  
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

## 4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

# 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における前期選抜、後期選抜及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定める。（74頁参照）

## I 募集及び出願

### 1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

### 2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を平成30年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は平成30年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

### 3 出願制限

- (1) 各選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第17号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年仙台市教育委員会規則第4号。以下「仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成17年石巻市教育委員会規則第15号。以下「石巻市通学区域規則」という。）に定める区域内の高等学校に限る。

ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（以下「県境隣接協定」という。）に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

ア 農業、工業、商業又は水産に関する学科については、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

イ 次の多部制をとる高等学校については、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部，夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」，「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部，午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，午前部，午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後），Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

## Ⅱ 志願者予備調査

中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、県内公立高等学校への入学を志願する在籍生徒及び過年度卒業生について、志願する高等学校ごとに第1希望生徒数及び前期選拔出願予定者数を調査し報告する。

### 1 手 続

- (1) 中学校長は、入学志願者予備調査集計表（様式A-1，A-2）を作成し、県教育庁高校教育課長（仙台市立中学校にあっては仙台市教育委員会教育長）に電子メールで報告する。
- (2) 志願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。

### 2 結果の通知・公表

県教育長は、志願者予備調査結果を公立高等学校長、中学校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長・教育事務所地域事務所長等に通知するとともに、公立高等学校ごとの志願者数等を公表する。

	第1回 志願者予備調査	第2回 志願者予備調査
提出書類	様式A-1	様式A-2
提出の期間	11月1日（水）から 11月6日（月）午後3時まで	1月4日（木）から 1月5日（金）午後3時まで
結果の通知・公表	11月8日（水）	1月12日（金）

### Ⅲ 前期選抜（全日制・定時制課程）

#### 1 前期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 前期選抜の募集人数は、普通科（コース制を除く。）にあつては募集定員の10～30％、普通科コース制並びに農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、英語及び災害科学に関する学科並びに総合学科にあつては募集定員の10～40％、体育及び美術に関する学科にあつては募集定員の10～70％の範囲内とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における前期選抜の募集人数は、後期選抜による志願が可能となるように設定する。

#### 2 出願資格

前期選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）及び当該高等学校が示す「出願できる条件」を満たしている者とする。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型高等学校に志願する者。
- (2) 社会人特別選抜に志願する者。

#### 3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

## 4 出願手続

### (1) 出願書類

#### ア 志願者が用意するもの

##### ① 前期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例（昭和39年条例第16号）で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号。以下「仙台市条例」という。）又は石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号。以下「石巻市条例」という。）で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

##### ② 志願理由書（各高等学校で定める様式）

##### ③ 出願できる条件に係る添付書類

「出願できる条件」を証明する書類（実績・活動等を証明する書類又はその写し）を添付する場合は、A4判の大きさに資料を整え、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

#### イ 中学校が用意するもの

##### ④ 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

##### ⑤ 出願者一覧表（様式C） 1通

##### ⑥ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

##### ⑦ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

## (2) 出願書類の提出方法

前期選抜志願者は、上記(1)の①～③を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに④～⑦を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「前期選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑦の出願書類(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

## (3) 出願受付

ア 出願書類を直接受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を交付する。

イ 出願書類を郵送により受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を当該中学校長あてにFAXで送信し、後日、改めて受験票と併せて送付する。

ウ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

## (4) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

## 5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(28頁)による。

## 6 出 願 期 間

出願受付期間は、1月9日(火)から1月12日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日(金)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、1月12日(金)午前11時までに必着のこと。)

## 7 出願者数等の報告

高等学校長は、1月12日(金)午前11時の出願締切後直ちに、前期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

## 8 受験票等の送付

(1) 高等学校長は、出願者が、当該高等学校の示す「出願できる条件」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、必要に応じて中学校長及び出願者に問い合わせることができる。

- (2) 高等学校長は、1月18日（木）午前11時に、受験票送付一覧（様式F）及び「出願できる条件」を満たしている出願者の受験票を中学校長に簡易書留速達で送付する。

「出願できる条件」を満たしていない出願者については、受験票は交付せず、受験票送付一覧の備考欄にその理由を記す。

- (3) 「出願できる条件」を満たしている出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

## 9 学力検査及び学校独自検査

- (1) 学力検査及び学校独自検査は、1月31日（水）に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とする。
- (3) 学校独自検査については、各高等学校で面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上を実施する。
- (4) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。また、学校独自検査の実施時間等については、受験票送付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、受験者に通知する。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00以降
1月31日(水)	受 諸注意 付	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 英 語	昼 食 休 憩	学校独自検査

- (5) 学力検査及び学校独自検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。ただし、当該高等学校長が学校独自検査内で使用を認めた場合はこの限りではない。
- (6) 学力検査及び学校独自検査の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。
- (7) やむを得ない理由により学力検査及び学校独自検査を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を11月10日（金）までに県教育長に申請し、承認を受ける。

## 10 学力検査における傾斜配点

- (1) 各高等学校は、あらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。
- (2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。
- (3) 傾斜配点を採用する高等学校にあっては、所属教育委員会教育長からの通知に基づき、あらかじめ実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

## 11 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果に基づく総合的な審査により行う。審査は、あらかじめ公表している配点に基づき、調査書点、学力検査点及び学校独自検査の得点を合算した合計点と、調査書の記載内容とを総合して行う。
- (2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の社会、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の6教科の評定値を2倍にして、国語、数学及び外国語の評定値と合計して算出する。
- (3) 学力検査点は、各教科の学力検査の得点を0.25、0.5、0.75、1.0倍のいずれかの換算率により算出して得られた点数を合計したものとする。
- (4) 審査対象は、合計点の上位の者から、前期選抜募集人数の120～150%の範囲に含まれる者とする。
- (5) 選抜は2段階で行い、第1段階では、合計点が上位の者から審査し、あらかじめ公表している割合に基づき選抜する。次に、第2段階では、残りの人員を対象として総合的に審査し、選抜する。
- (6) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。  
また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。
- (7) 併設型高等学校長は、併設型中学校から当該併設型高等学校へ入学する者が予定数に満たない場合には、満たない人数に前期選抜の募集割合を乗じた人数を前期選抜募集人数に加えて、合格させることができる。

## 12 合格者の発表

合格者の発表は、**2月8日（木）午後4時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、前期選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する（**2月8日（木）午後3時頃**に郵便で発送する。）。

## 13 合格者数等の報告

- (1) 高等学校長は、合格者決定後、**2月8日（木）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。  
なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。
- (2) 高等学校長は、**2月15日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。  
なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

## 14 合格者の取扱い

前期選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

## 15 前期選抜出願の特例措置

- (1) 前期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は1月15日（月）から1月17日（水）までとする。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月17日（水）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、1月17日（水）午前11時までに必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月17日（水）は正午までとする（郵送する場合であっても、1月17日（水）正午までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について1月17日（水）までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## Ⅳ 後期選抜（全日制・定時制課程）

### 1 後期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「選抜資料」、「調査書と学力検査の比重」及び「第2志望とすることができる学科」を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集人数」、「選抜資料」、「調査書と学力検査の比重」及び「第2志望とすることができる学科」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 各高等学校における後期選抜の募集人数は、募集定員から前期選抜（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜による合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

### 2 出願資格

後期選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、前期選抜、連携型選抜及び社会人特別選抜のいずれかに合格した者並びに県外の公立高等学校に合格した者は出願することができない。

### 3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。  
ただし、複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができる。  
各高等学校の第2志望とすることを認める学科・コースについては、入学者選抜一覧で公表する。

### 4 出願手続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

#### ① 後期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

後期選抜志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「後期選抜願書在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

(5) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

## 5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(28頁)による。

## 6 出願期間

出願受付期間は、2月19日(月)から2月22日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月22日(木)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、2月22日(木)午前11時までに必着のこと。)

## 7 出願者数等の報告

高等学校長は、2月22日(木)午前11時の出願締切後直ちに、後期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

## 8 学力検査

- (1) 学力検査は、3月6日(火)に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月6日(火)	受付 諸注意	[1] 国語		[2] 数学		[3] 社会	昼食 休憩	[4] 英語		[5] 理科	

- (4) 学力検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。
- (5) 学力検査及び面接、実技の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。
- (6) やむを得ない理由により学力検査及び面接、実技を分校において実施する高等学校にあつては、その旨を11月10日(金)までに県教育長に申請し、承認を受ける。

## 9 傾斜配点

- (1) 各高等学校は、あらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。
- (2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。
- (3) 傾斜配点を採用する高等学校にあつては、所属教育委員会教育長からの通知に基づき、あらかじめ実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

## 10 面接・実技

面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する高等学校にあつては、**3月6日（火）**の学力検査終了後又はその翌日に行う。その実施時間等については、受験票送付時に中学校長を通じて、受験者に通知する。

## 11 選 抜

- (1) 選抜は、調査書及び学力検査の結果に基づく総合的な審査により行う。ただし、面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する学科にあつては、面接又は実技の結果を選抜資料に加えることができる。
- (2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、社会、数学、理科及び外国語の評定値と合計して算出する。
- (3) 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た、調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とする。
- (4) 選抜は2段階で行い、第1段階では、上位の者から審査し、後期選抜の募集人数の約80%を選抜する。次に、第2段階では、第1段階で選抜された者を除き、上位にある募集人数の40%以内の人員を対象として総合的に審査し、選抜する。
- (5) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。

また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

## 12 合格者の発表

合格者の発表は、**3月14日（水）午後3時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

### 13 合格者数等の報告

- (1) 高等学校長は、合格者決定後、**3月14日（水）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

- (2) 高等学校長は、**3月20日（火）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

### 14 後期選拔出願の特例措置

- (1) 後期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月23日（金）**から**3月2日（金）**までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（金）午前11時まで**に必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**正午**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（金）正午**までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## V 第二次募集（全日制・定時制課程）

### 1 第二次募集の実施

- (1) 後期選抜の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程，学科・コースについては，第二次募集を行う。
- (2) 募集は，課程，学科・コースごとに行う。
- (3) 第二次募集を行う高等学校，課程，学科・コース及び募集人数並びに学力検査等の実施日及び合格者の発表日等については，別に公表する。

### 2 実施予定の報告

- (1) 後期選抜の出願者数が後期選抜の募集人数に満たないため第二次募集を実施する予定となった高等学校長は，**2月22日（木）午前11時の後期選抜の出願締切後直ちに**，選抜方法等を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (2) 前期選抜（社会人特別選抜を含む。），連携型選抜及び後期選抜の合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数の計が募集定員に満たないため第二次募集を実施する高等学校長（**2月22日（木）**に実施予定を報告した高等学校を含む。）は，後期選抜の合格者決定後，**3月14日（水）正午**までに募集人数，選抜方法等を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (3) 市立高等学校にあつては，(1)及び(2)のそれぞれについて所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

### 3 出願資格

第二次募集に出願できる者は，「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）に該当する者のうち，次の(1)～(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) **本県の公立高等学校の前期選抜，社会人特別選抜，連携型選抜，後期選抜又は私立高等学校の入学試験を受験し，いずれにも合格していない者**

この趣旨は，本県の公私立高等学校を受験して合格していない者に対し，第二次募集を行う高等学校に限り，再度受験の機会を与えることにある。

ただし，いずれの高等学校にも合格していない者には，私立高等学校の入学試験に合格し，最終の入学手続をとらない者を含む。

- (2) 本県の公立高等学校の後期選抜に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者  
この趣旨は，本県の公立高等学校の後期選抜に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者に対して，第二次募集を行う高等学校に限り，再度受験の機会を与えることにある。  
この場合，私立高等学校に合格している者を含む。

- (3) 県外からの一家転住者で、県外の公立高等学校に合格していない者

この趣旨は、「Ⅷ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に県外から一家転住してきた者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。この場合の資格審査は、志願高等学校長が行う。

(注意) この場合の承認の手続きは、「Ⅷ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に準ずる。

- (4) 県の内外を問わず、国公私立高等学校いずれにも出願しなかった者

#### 4 出 願 制 限

- (1) 出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。ただし、通信制課程との併願はできない。
- (3) 本県の生徒で県境隣接協定等に基づき岩手県、福島県、山形県の高等学校に出願し、本県の後期選抜に出願していない者は、本県の第二次募集に出願できない。
- (4) 岩手県、福島県の生徒で県境隣接協定に基づき本県の第二次募集に出願できるのは、本県の公立高等学校の後期選抜に出願した者に限る。

#### 5 出 願 手 続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

##### ① 入学願書及び写真票

入学願書は後期選抜用入学願書及び写真票を用い、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

イ 中学校が用意するもの

##### ② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

中学校長は、出願者が出願資格を有する者であることの証明として、備考欄に「3 出願資格」の(1)～(4)のうち該当する番号を明記すること。

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、第二次募集結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

第二次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第二次募集願書在中」と朱書すること。

**（注意） 中学校長は、志願者が「3 出願資格」及び「4 出願制限」の定めに該当するかどうかを十分確認の上、出願手続を行うこと。**

高等学校長は、出願者の書類の審査に当たっては、出願資格等について厳正を期すこと。

**（注意）** 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

## 6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」（28頁）による。

## 7 出願期間

出願受付期間は、3月15日（木）から3月19日（月）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の3月19日（月）は午後3時までとする（郵送する場合であっても、3月19日（月）午後3時までに必着のこと。）。

## 8 出願者数等の報告

第二次募集を実施する予定となった高等学校長は、3月19日（月）午後3時の出願締切後直ちに、第二次募集出願者数（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## 9 学力検査等

### (1) 学力検査等の実施

学力検査等を実施する高等学校にあつては、3月20日（火）に行う。

### (2) 学力検査の実施教科、実施時間等については高等学校ごとに定める。

### (3) 面接、実技、作文の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

### (4) やむを得ない理由により学力検査等を分校において実施する高等学校にあつては、その旨を3月13日（火）正午までに県教育長に申請し、承認を受ける。

## 10 選 抜

選抜は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文のいずれか一つ若しくは複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

## 11 合格者の発表

合格者の発表は、高等学校ごと、3月20日（火）又は3月22日（木）に行う。高等学校長は、選抜の結果を第二次募集結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

## 12 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者の発表後直ちに、合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## VI 連携型選抜

### 1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校（宮城県志津川高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校、同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校が実施する連携型選抜の募集割合は、普通科にあつては募集定員の90%以内、情報ビジネス科にあつては募集定員の85%以内とする。
- (3) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜による入学者の割合及び実施内容等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

### 2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件をすべて満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成30年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校、学科を志願する動機や理由が明白で適切であること。
- (3) 連携型高等学校、学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

### 3 出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

### 4 出願手続

#### (1) 出願書類

##### ア 志願者が用意するもの

#### ① 連携型選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程2,200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

##### イ 中学校が用意するもの

#### ② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

#### ③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留通常郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(2) 出願書類の提出方法

連携型選抜志願者は、上記(1)の①を連携型中学校長へ提出し、連携型中学校長は②～⑤を加えて、連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「連携型選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、連携型高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した連携型高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

(4) 出願者は、連携型中学校長から受験票を受けとる。

## 5 出 願 期 間

出願受付期間は、1月9日（火）から1月12日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日（金）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、1月12日（金）午前11時までに必着のこと。）。

## 6 出 願 者 数 等 の 報 告

連携型高等学校長は、1月12日（金）午前11時の出願締切後直ちに、連携型選抜出願者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

## 7 学力検査・面接

- (1) 学力検査・面接は、1月31日（水）に連携型高等学校において実施する。学力検査・面接の実施時間等については、連携型高等学校長から連携型中学校長を通じて、受験者に通知する。
- (2) 学力検査・面接の実施について
  - ア 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とし、前期選抜の学力検査問題を用いる。
  - イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。
  - ウ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。
  - エ 口頭による試問、英語による面接を実施する場合は、上記イ、ウに準ずること。

## 8 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び面接の結果等に基づく総合的な審査により行う。
- (2) 連携型高等学校長は、前期選抜による合格者の数が前期選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

## 9 合格者の発表

合格者の発表は、2月8日（木）午後4時に連携型高等学校において行う。

連携型高等学校長は、選抜の結果を連携型選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により連携型中学校長に通知する（2月8日（木）午後3時頃に郵便で発送する。）。

## 10 合格者数等の報告

- (1) 連携型高等学校長は、合格者決定後、2月8日（木）正午までに合格者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (2) 連携型高等学校長は、2月15日（木）までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## 11 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

## **Ⅶ 社会人特別選抜（定時制課程）**

### **1 社会人特別選抜の実施**

- (1) 定時制課程の高等学校は、社会人を対象に特別の選抜を実施することができる（以下「社会人特別選抜」という。）。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあつては、「実施学科名」、「募集人数」及び「学力検査の教科」等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

- (2) 社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、入学者選抜一覧で公表する。

### **2 出願資格**

社会人特別選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、次の(1)及び(2)のすべての条件に該当する者とする。

- (1) 事業所勤務者については、3年以上勤務した者又は平成30年3月31日現在において3年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、主婦等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

- (2) 次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者（以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

ア 勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

イ 当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ウ 当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

### **3 出願制限**

- (1) 出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる学科は、一つに限る。

### **4 出願手続**

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

#### **① 前期選抜用入学願書及び写真票**

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（定時制課程950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

仙台市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例で定める額の手数料（定時制課程950円）を金融機関に納入し、納入通知書兼領収書を、願書裏面に貼付すること。

- ② 志願理由書（各高等学校で定める様式）
- ③ 受験票等送付用封筒 所属長等あて及び中学校長あて 各1通  
それぞれ、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの
- ④ 結果通知用封筒 所属長等あて及び中学校長あて 各1通  
それぞれ、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの

イ 所属長等が用意するもの

- ⑤ 推薦書（様式J）（所属長等が作成し厳封したもの）

ウ 中学校が用意するもの

- ⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）  
調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。  
なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

## (2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を所属長等を経て志願高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜願書 在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は添付の手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

## (3) 出願受付

出願書類を直接受領した高等学校においては、出願書類受領書（様式D）を交付する。

## 5 出 願 期 間

前期選抜の出願期間（「Ⅲ 前期選抜」の「6 出願期間」（9頁））に同じ。

## 6 出願者数等の報告

前期選抜の出願者数等の報告（「Ⅲ 前期選抜」の「7 出願者数等の報告」（9頁））に同じ。

## 7 受験票等の送付

- (1) 高等学校長は、出願者が「2 出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせることができる。
- (2) 高等学校長は1月18日(木)午前11時に、受験票送付一覧(様式F)及び出願資格を満たしている出願者の受験票を所属長等に、また、受験票送付一覧の写しを中学校長に簡易書留速達で送付する。
- (3) 「2 出願資格」を満たしている出願者は、所属長等から受験票を受けとる。

## 8 学力検査及び学校独自検査

「Ⅲ 前期選抜」の「9 学力検査及び学校独自検査」(10頁)及び「10 学力検査における傾斜配点」(10頁)に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又はすべての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、受験票送付時に当該高等学校長から所属長等を通じて本人に通知する。

## 9 選 抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果に基づく総合的な審査により行う。

## 10 合格者の発表

合格者の発表は、2月8日(木)午後4時に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、社会人特別選抜結果通知書(様式G-1により作成し、社会人特別選抜による出願者のみの結果を記入したもの)及び合格通知書(様式H)により所属長等へ通知する(2月8日(木)午後3時頃に郵便で発送する。)。また、中学校長には社会人特別選抜結果通知書(様式G-1)の写しを送付する。

## 11 合格者数等の報告

「Ⅲ 前期選抜」の「13 合格者数等の報告」(11頁)に準ずる。

## 12 合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

## VIII 県外からの出願（全日制・定時制課程）

県外から前期選抜、後期選抜、第二次募集及び社会人特別選抜に出願しようとする者については、次の諸点に留意すること。

### 1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、以下のア及びイに掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願しようとする場合は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を志願高等学校長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（70頁）による志願者を除く。

#### ア 住所の異動によるもの

- (ア) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合
- (イ) その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

#### イ その他

上記アのほか県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

### 2 出願承認の申請手続

- (1) 県外からの志願者は、以下のア及びイの書類を志願高等学校長に提出する。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

#### ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）

#### イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの。

- (2) 受付期間

受付期間は、11月29日（水）から2月21日（水）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月21日（水）は午前11時までとする。ただし、前期選抜又は社会人特別選抜に出願する場合には、1月9日（火）までに申請を行うこと。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記「1 出願承認の申請」のアについて審査が困難な場合及びイの場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 高等学校長は、公立高等学校出願承認書を交付した者について、**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

### 3 出 願 手 続

- (1) 県外からの出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することができる。

ただし、第二次募集出願時において県外からの出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

- (2) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① **入学願書及び写真票**

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

② **宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写し 1通**

「2 出願承認の申請手続」の「(3)」で交付された書類の写し

③ **志願理由書（各高等学校で定める様式）**

前期選抜に出願する者のみ提出すること。

④ **出願できる条件に係る添付書類**

前期選抜において「出願できる条件」を証明する書類を添付する場合は、**A4判の大きさに資料を整え**、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

イ 中学校が用意するもの

⑤ **調査書（様式B）**

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

⑥ **出願者一覧表（様式C）** 1通

第二次募集に出願する場合は、「V 第二次募集」の「5 出願手続（1）イ③」（20頁）を参照すること。

⑦ **受験票等送付用封筒** 1通

前期選抜においては、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

後期選抜においては、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑧ **結果通知用封筒** 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(注) 後期選抜及び第二次募集において、県外の中学校で、志願者が合格通知書を直接受領することを希望する場合には、当該中学校長が作成した委任状を志願者が持参し受領する旨、志願高等学校に連絡すること。高等学校は、委任状を受領し、志願者に合格通知書を交付すること。この場合は、結果通知用封筒では結果通知書（様式G-1又はG-2）のみを送付する。

(3) 出願書類の提出方法

県外からの志願者は、上記(2)の①～⑧を本人が志願高等学校長に提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(2)の①～⑧の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

#### 4 県外からの出願の特例措置

(1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続ができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、関係書類（28頁参照）を整え、志願高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、後期選抜にのみ適用される。

(2) 上記(1)の申請期間は**2月23日（金）**から**3月2日（金）**までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**午前11時**までとする。

- (3) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）は正午までとする。**
- (4) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

## IX 通信制課程

### 第1 通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

### 第2 一期入学者選抜（平成30年春募集）

#### 1 募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の90%とする。

#### 2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、前期選抜、社会人特別選抜、連携型選抜及び後期選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

#### 3 出願制限

- (1) 後期選抜に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。
- (2) 第二次募集との併願はできない。

#### 4 出願手続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

イ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

**(注意)** 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

## 5 出 願 期 間

出願受付期間は**3月11日（日）**から**3月16日（金）**までとする（日曜日も受付を行う。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**3月16日（金）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月16日（金）午前11時までに必着**のこと。）。

## 6 面 接

(1) 実施日時

**3月20日（火）、3月22日（木）、3月23日（金）**の3日間のうち、出願高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。

## 7 選 抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

## 8 結果の通知

高等学校長は、選抜の結果を、直接本人に通知する（3月24日（土）に郵便で発送する。）。また、中学校長には、結果通知書の写しを送付する。

## 9 その他

入学願書及び写真票，志願理由書，入学案内等は，実施校において配付する。

### 第3 二期入学者選抜（平成30年秋募集）

#### 1 募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の10%とする。

なお、「IX 通信制課程」の「第2 一期入学者選抜（平成30年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

#### 2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。

#### 3 出願手続

##### (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印，割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名，住所，郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名，住所，郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名，住所，郵便番号等を明記したもの

イ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成25年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

**(注意)** 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

#### 4 出 願 期 間

出願受付期間は**平成30年9月3日（月）から9月7日（金）**までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**9月7日（金）は午前11時まで**とする（郵送する場合であっても、**9月7日（金）午前11時までに必着**のこと。）。

#### 5 面 接

(1) 実施日時

**9月11日（火）、9月12日（水）、9月13日（木）**の3日間のうち、出願高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。

#### 6 選 抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

## 7 結果の通知

高等学校長は，選抜の結果を，直接本人に通知する（9月14日（金）に郵便で発送する。）。また，中学校長には，結果通知書の写しを送付する。

## 8 その他

入学願書及び写真票，志願理由書，入学案内等は，実施校において配付する。

## **X その他**

### **1 学力検査及び学校独自検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い**

- (1) 中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び学校独自検査等については、事前に志願高等学校長と電話等で連絡・調整の上、12月以降のできるだけ早い時期に、志願高等学校長に受験上の配慮申請書（様式P）により申請する。
- (2) 受験上の配慮申請書（様式P）を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長に受験上の配慮通知（様式Q）により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（38頁）による。

### **2 進路指導と助言**

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことできわめて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

### **3 特別な事情で欠席が多い生徒の副申書に関する取扱い**

中学校長は、心理的、情緒的、身体的等の理由で欠席が多い生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書を選抜資料に加えるとともに、特に配慮することができる。

### **4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付**

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に**3月26日（月）**までに持参（親展文書）又は簡易書留親展文書で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格判明後直ちに**送付すること。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は要しない。

## 5 入学者選抜に係る検査の得点の口頭請求による開示（簡易開示）

開示を希望する受験生等は、受験した高等学校に直接申し出ること。開示期間は、合格発表の翌日から<sup>ひと</sup>一月間とする。ただし、前期選抜、社会人特別選抜及び連携型選抜については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とする。

## 6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

イ 中国残留孤児の子

ウ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア 学力検査及び学校独自検査の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ アの結果などにより、学力検査においては、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格等について疑義がある場合は、県教育庁高校教育課教育指導班、仙台市教育委員会学校教育課教育部高校教育課又は石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

## 出願書類

○は必須，△は必要に応じて提出する書類

	書 類	前期 選 抜	後期 選 抜	第 二 次 募 集	連 携 型 選 抜	社 会 人 特 別	通 信 制 課 程	備 考
志 願 者	入学願書及び写真票	○	○	○	○	○	○	宮城県収入証紙，仙台市納入通知書兼領収書 又は石巻市納入通知書兼領収証書貼付
	志願理由書	○	—	—	—	○	○	各高等学校で定める様式
	出願できる条件に係 る添付書類	△	—	—	—	—	—	A4判の大きさに整えたもの
	推薦書	—	—	—	—	○	—	社会人特別選抜志願者の所属長等が作成
	受験票等送付用封筒	—	—	—	—	○ ※	△	長形3号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所，志願者氏名等を明記
	結果通知用封筒	—	—	—	—	○ ※	○	角形2号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所，志願者氏名等を明記
	中学校用結果通知用 封筒	—	—	—	—	—	○	長形3号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所，中学校長名等を明記
中 学 校 長	調査書	○	○	○	○	○	○	
	出願者一覧表	○	○	○	○	—	—	
	受験票等送付用封筒	○	△	△	△	—	—	角形2号封筒又は長形3号封筒（簡易書留速 達郵便料金分の切手貼付）住所，中学校長名 等を明記
	結果通知用封筒	○	△	△	○	—	—	角形2号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所，中学校長名等を明記

※ 社会人特別選抜においては，受験票等送付用封筒，結果通知用封筒を各2通準備し，  
あて名はそれぞれ所属長等及び中学校長とする。

### 【参考】郵便料金

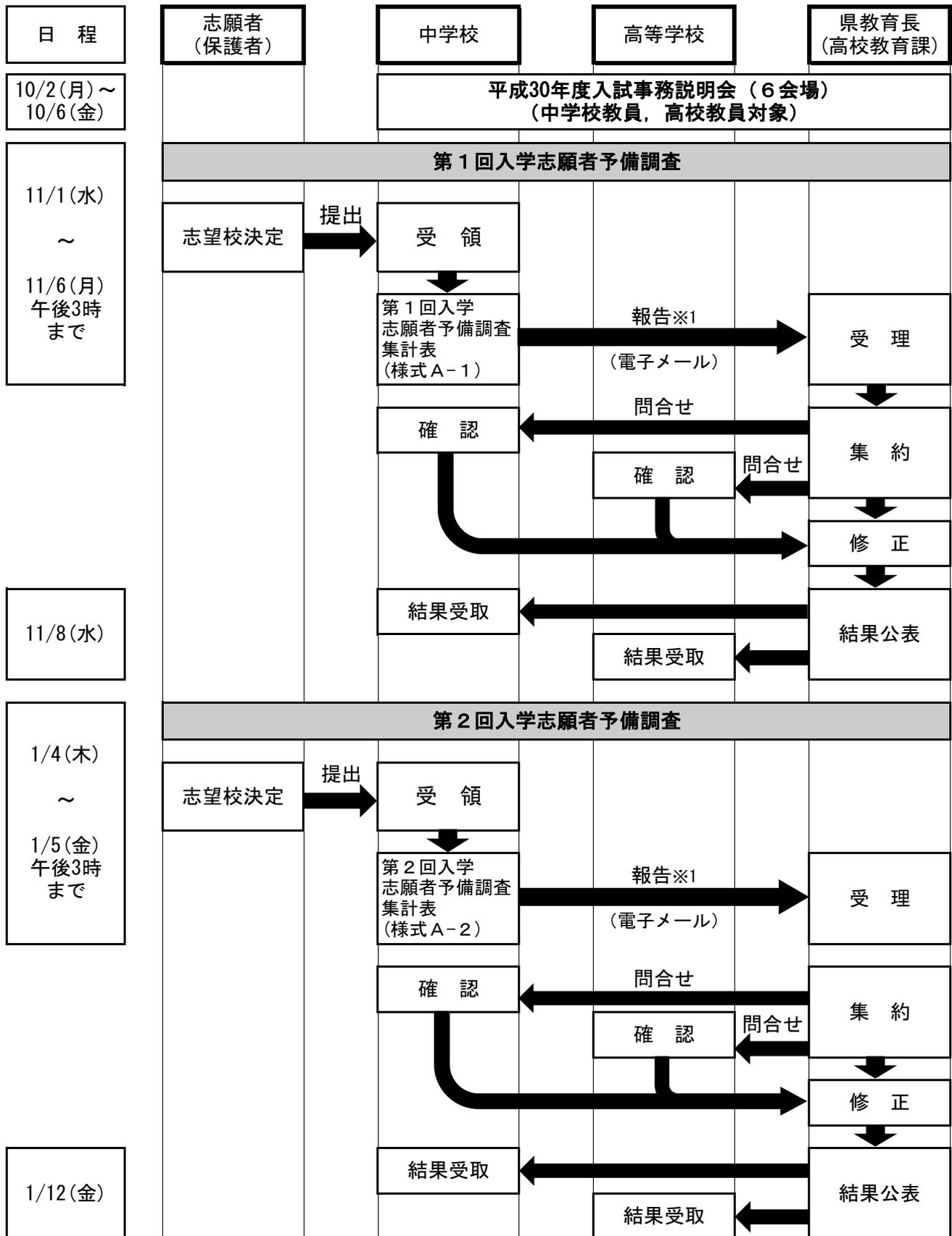
基本料金			速達	簡易書留	合計
定形郵便物	25g以内	82円	280円 (250gまで)	310円	672円
	50g以内	92円			682円
定形外郵便物	50g以内	120円			710円
	100g以内	140円			730円
	150g以内	205円			795円
	250g以内	250円			840円

(例1) 角形2号封筒 ……約 20g  
 受験票(10枚) ……約 20g  
 A4判普通紙(10枚) ……約 50g      計 約 90g → 簡易書留速達料金 730円

(例2) 長形3号封筒 ……約 5g  
 受験票(20枚) ……約 40g  
 A4判普通紙(20枚) ……約 100g      計 約 145g → 簡易書留速達料金 795円

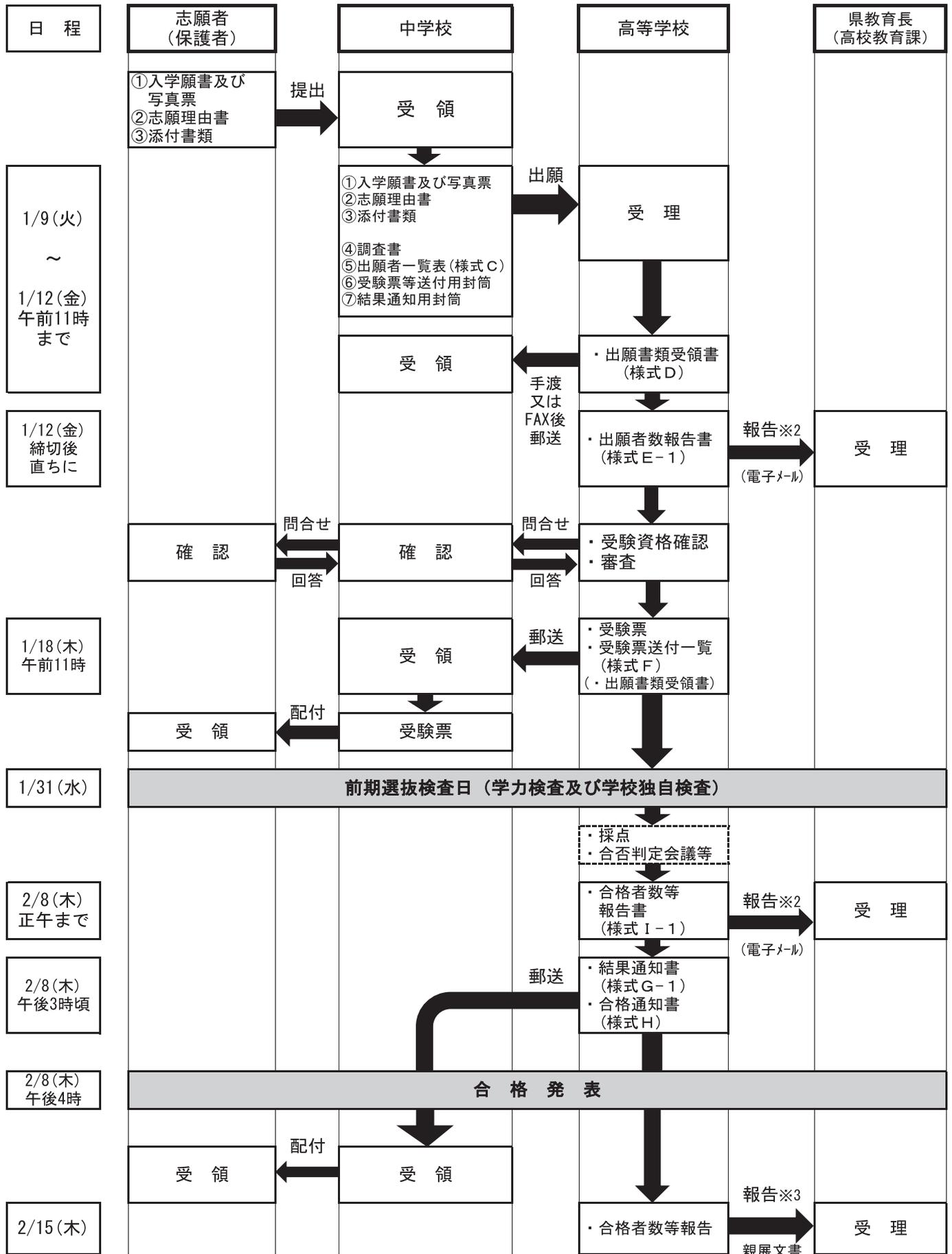
# 【入試のフロー図（概要）】

## ◆予備調査までの流れ



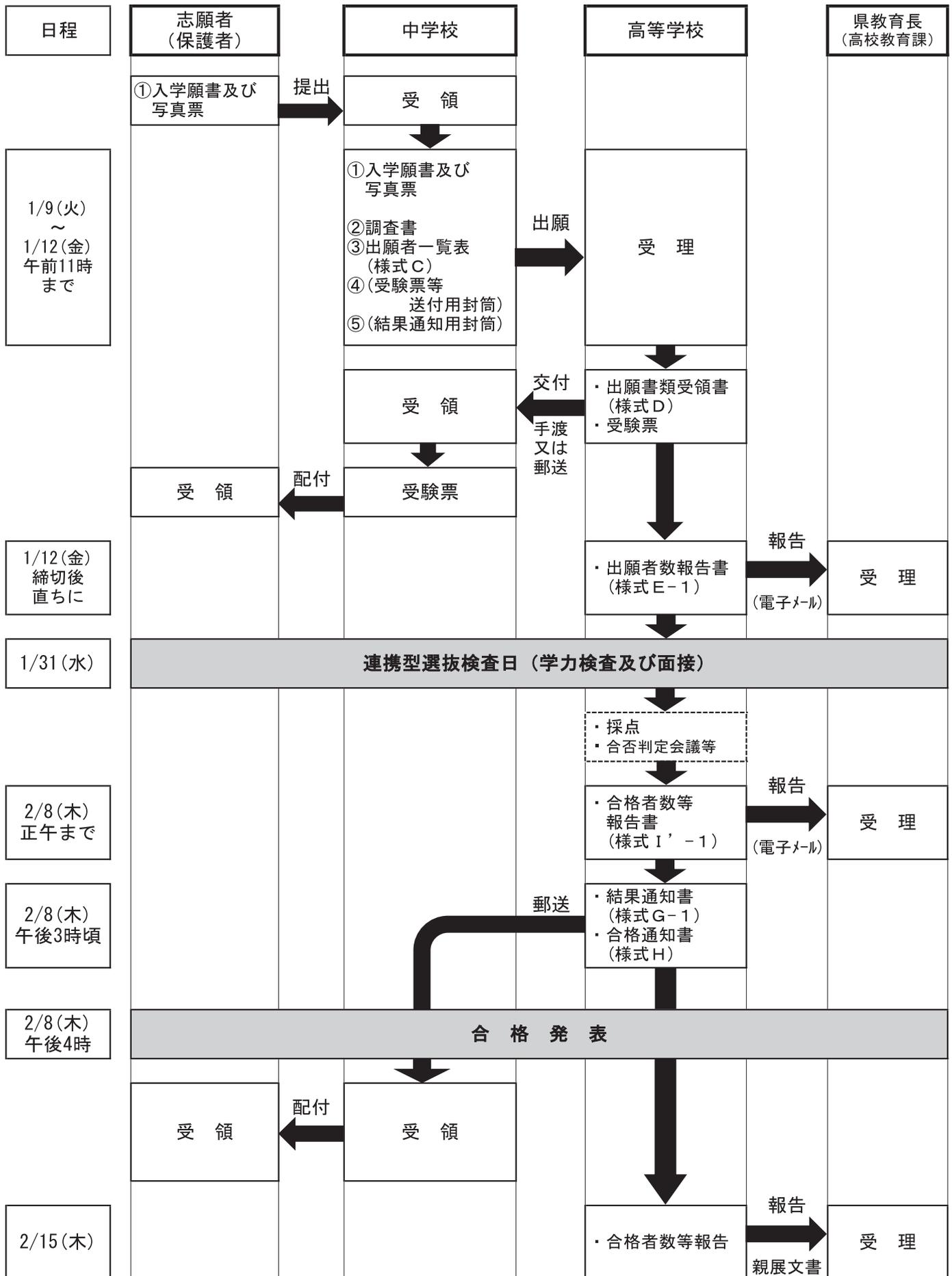
※1 仙台市立中学校にあっては、仙台市教育委員会を経て県教育長に報告する。

# ◆前期選抜の流れ

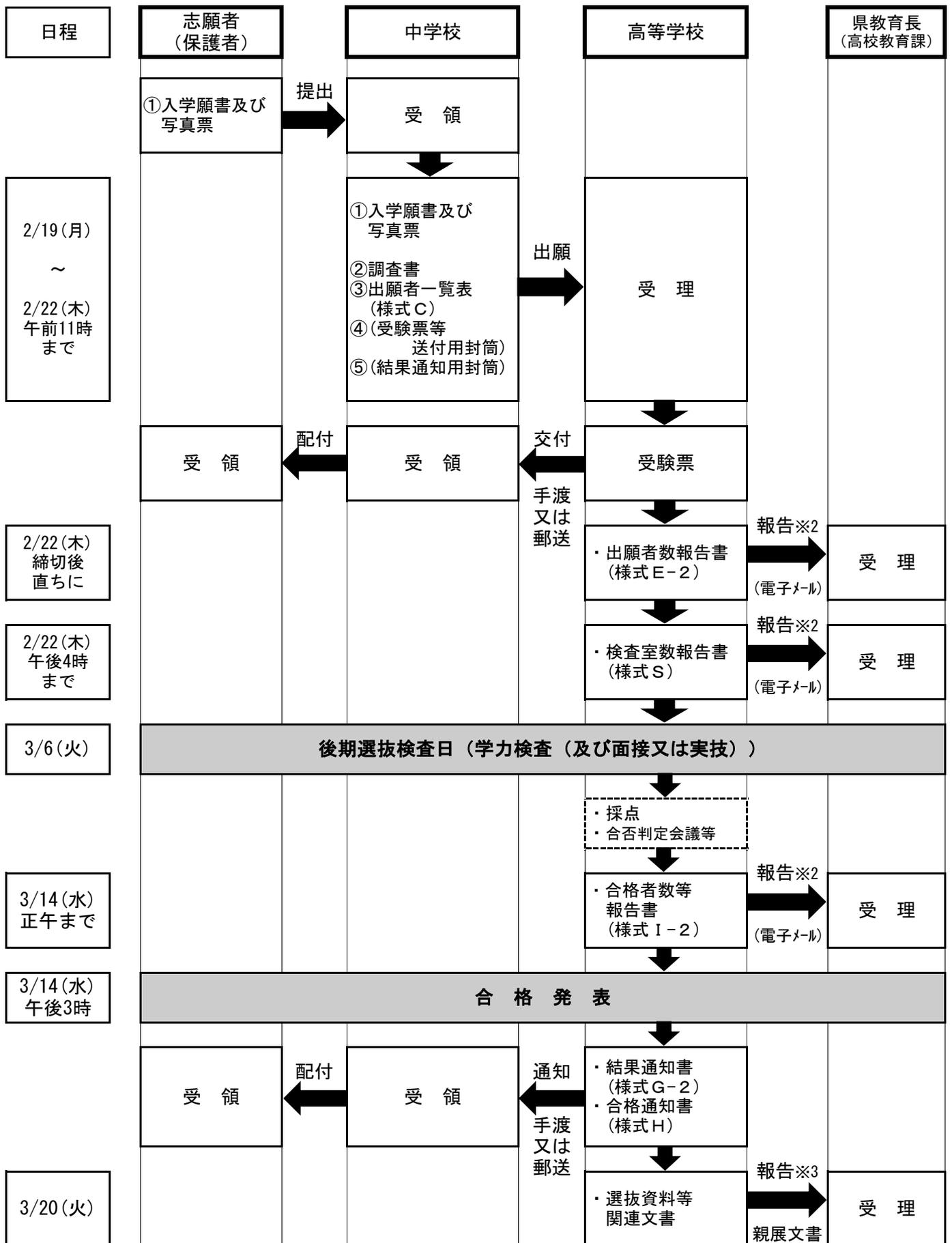


※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。  
 ※3 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長へも報告する。

# ◆連携型選抜の流れ



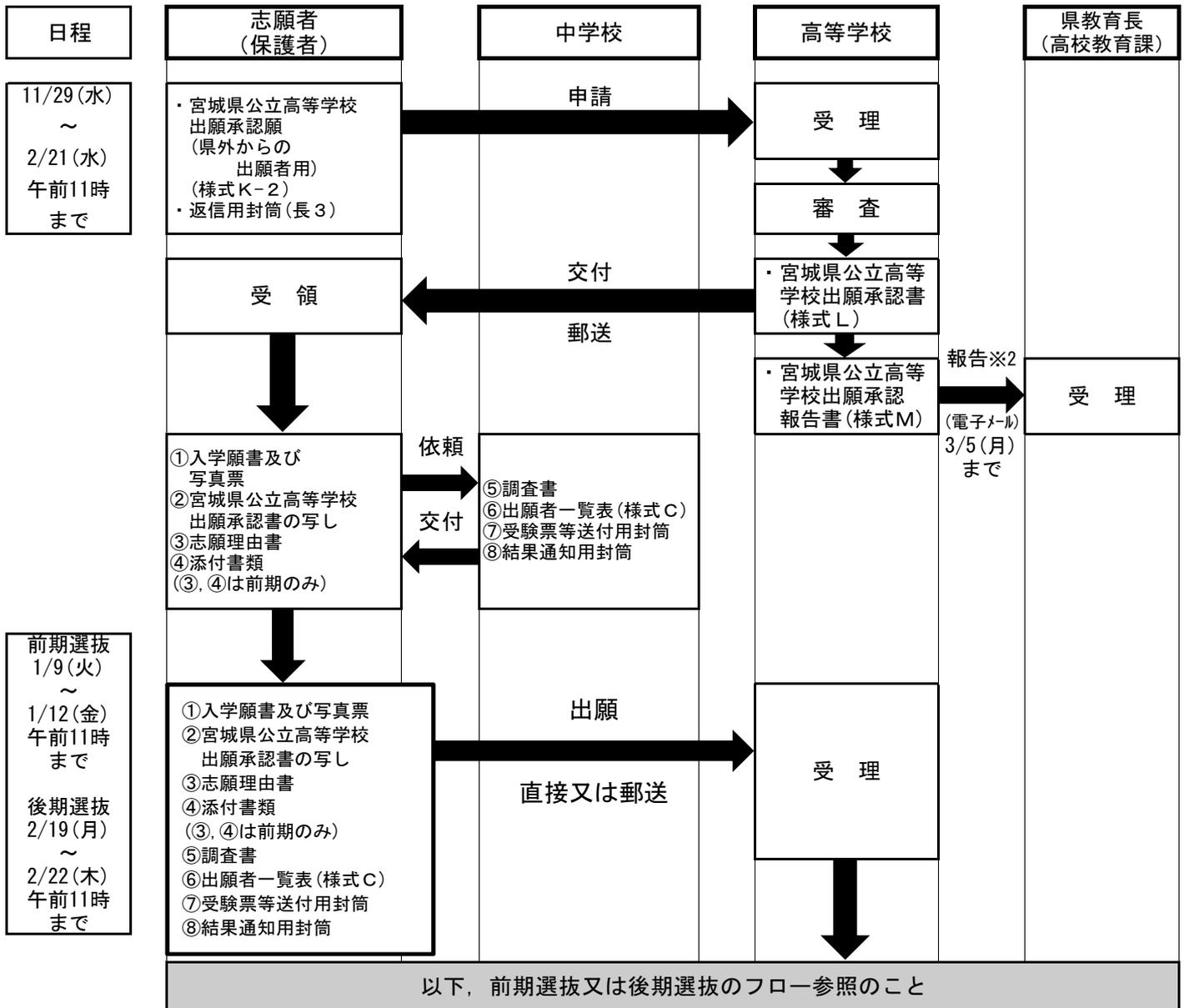
# ◆後期選抜の流れ



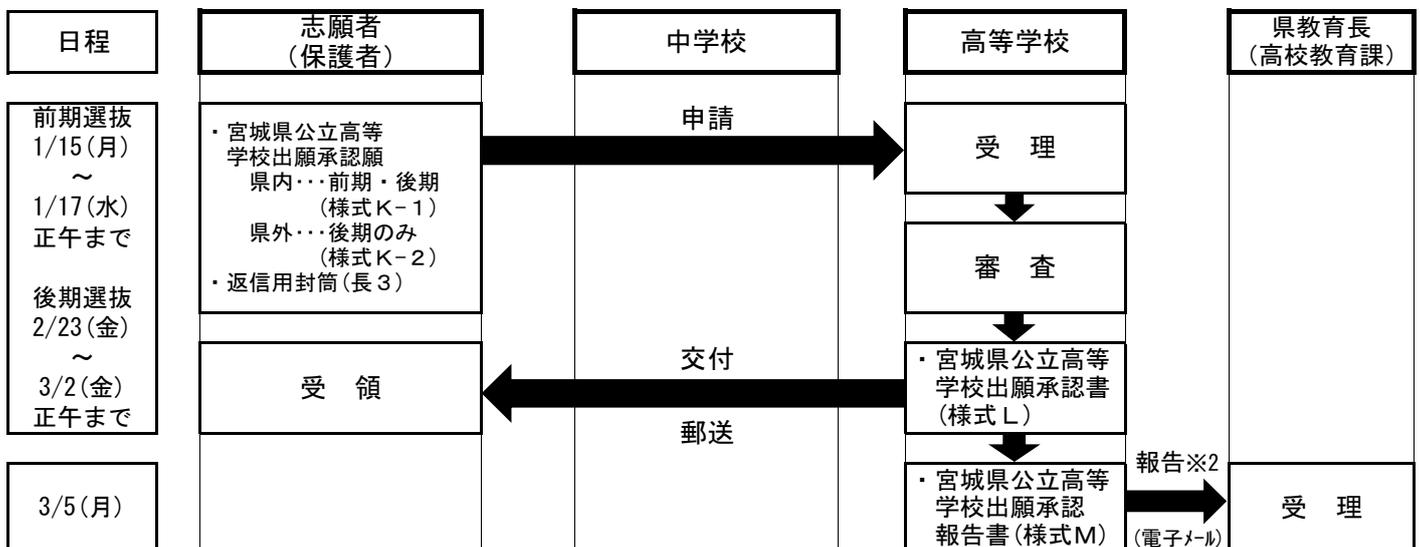
※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

※3 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長へも報告する。

## ◆県外からの出願の流れ

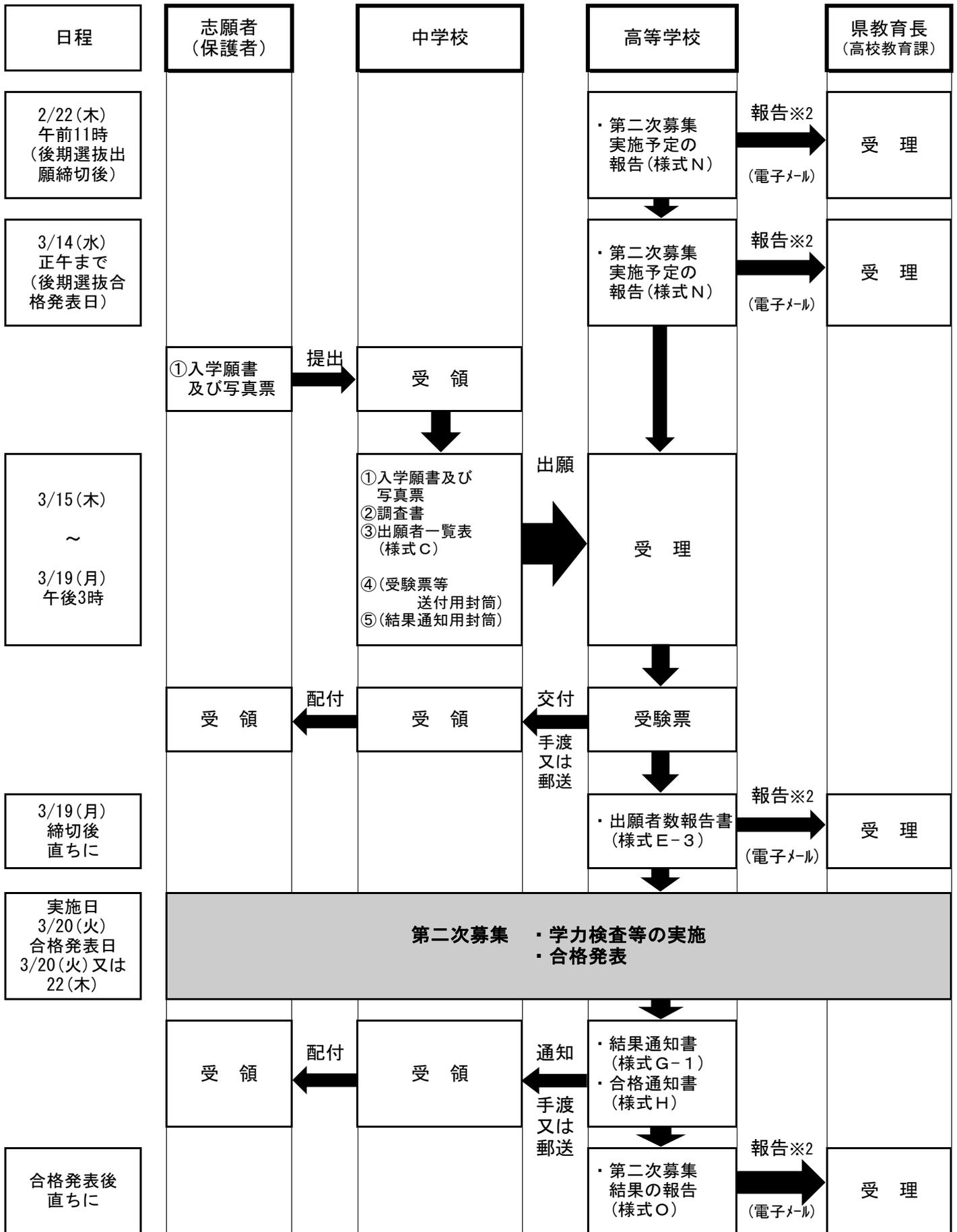


## ◆特例措置の流れ(前期選抜及び後期選抜)



※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

# ◆第二次募集の流れ



※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

## 地区処理委員会

- 1 公立高等学校入学者選抜に係る事務を円滑に処理するため、地区処理委員会を下記の表のとおり設置する。
- 2 地区処理委員会は、次の事項を処理する。
  - (1) 県教育庁、各高等学校及び各中学校との連絡
  - (2) 学力検査問題等の受領、保管及び配付
  - (3) その他選抜事務に関する必要な事項
- 3 地区処理委員会は、各地区内の公立高等学校長をもって構成する。
- 4 地区処理委員会の事務局を、下表のとおり、各地区の高等学校に置く。
- 5 地区処理委員会の委員長は、事務局所在の高等学校長とする。

地 区 処 理 委 員 会		事務局校
刈田柴田地区	白石，蔵王，白石工業，村田，柴田農林，大河原商業，柴田	白石 7
伊具地区	角田，伊具	角田 2
亘理名取地区	名取，名取北，亘理，農業	名取 4
仙台南地区	仙台一，仙台二華，仙台三桜，仙台向山，仙台南，仙台西， 仙台東，工業，第二工業，仙台工業※，仙台大志※	仙台一 1 1
仙台北地区	仙台二，仙台三，宮城一，宮城広瀬，泉，泉松陵，泉館山， 宮城野，仙台※，仙台商業※	宮城一 1 0
塩釜地区	塩釜，多賀城，松島，利府，貞山	塩釜 5
黒川地区	黒川，富谷	黒川 2
古川地区	古川，古川黎明，岩出山，中新田，松山，加美農業， 古川工業，鹿島台商業	古川 8
涌谷地区	涌谷，小牛田農林，南郷，田尻さくら	涌谷 4
佐沼地区	佐沼，登米，登米総合産業	佐沼 3
築館地区	築館，岩ヶ崎，迫桜，一迫商業	築館 4
石巻地区	石巻，石巻好文館，石巻西，石巻北，水産，石巻工業， 石巻商業，東松島，桜坂※	石巻 9
気仙沼地区	(仮称) 気仙沼，志津川，本吉響，気仙沼向洋	(仮称) 気仙沼 4

※は市立高等学校

## 各種様式一覧

※ 電子データで報告する様式については、後日送付する様式を参考に作成すること。

事項	本文ページ	参照ページ		書類名	報告者又は送付者	経由等	最終報告先又は送付先	
		記号	ページ					
第1回予備調査の集計	6	A-1	49	第1回入学志願者予備調査集計表	中学校長	仙台市立中学校にあっては仙台市教育委員会教育長	県教育庁 高校教育課長	
第2回予備調査の集計	6	A-2	49	第2回入学志願者予備調査集計表	中学校長	仙台市立中学校にあっては仙台市教育委員会教育長	県教育庁 高校教育課長	
前期選拔出願手続	8	/	61	入学願書(前期選抜)及び写真票	志願者	中学校長	高等学校長	
〃	8		B	67	調査書	中学校長		高等学校長
〃	8		C	50	出願者一覧表	中学校長		高等学校長
出願書類受領	9	D	51	出願書類受領書	高等学校長		中学校長	
受験資格の確認	10	F	52	受験票送付一覧	高等学校長		中学校長	
前期選抜結果通知	11	G-1	53	前期選抜結果通知書	高等学校長		中学校長	
〃	11	H	54	合格通知書	高等学校長	中学校長	合格者	
後期選拔出願手続	13	/	63	入学願書(後期選抜)及び写真票	志願者	中学校長	高等学校長	
〃	14		B	67	調査書	中学校長		高等学校長
〃	14		C	50	出願者一覧表	中学校長		高等学校長
出願書類受領	(14)	D	51	出願書類受領書	高等学校長		中学校長	
後期選抜結果通知	16	G-2	53	後期選抜結果通知書	高等学校長		中学校長	
〃	16	H	54	合格通知書	高等学校長	中学校長	合格者	
第二次募集出願手続	19	/	63	入学願書(後期選抜)及び写真票	志願者	中学校長	高等学校長	
〃	19		B	67	調査書	中学校長		高等学校長
〃	20		C	50	出願者一覧表	中学校長		高等学校長
出願書類受領	(20)	D	51	出願書類受領書	高等学校長		中学校長	
第二次募集結果通知	21	G-1	53	第二次募集結果通知書	高等学校長		中学校長	
〃	21	H	54	合格通知書	高等学校長	中学校長	合格者	
連携型選拔出願手続	22	/	65	入学願書(連携型選抜)及び写真票	志願者	中学校長	高等学校長	
〃	22		B	67	調査書	中学校長		高等学校長
〃	22		C	50	出願者一覧表	中学校長		高等学校長
出願書類受領	(23)	D	51	出願書類受領書	高等学校長		中学校長	
連携型選抜結果通知	24	G-1	53	連携型選抜結果通知書	高等学校長		中学校長	
〃	24	H	54	合格通知書	高等学校長	中学校長	合格者	
社会人特別選拔出願手続	25	/	61	入学願書(前期選抜)及び写真票	志願者	所属長等	高等学校長	
〃	26		J	55	推薦書	所属長等		高等学校長
〃	26		B	67	調査書	中学校長		高等学校長
出願書類受領	26	D	51	出願書類受領書	高等学校長		所属長等	
受験資格の確認	27	F	52	受験票送付一覧	高等学校長		所属長等 写しを中学校長	
社会人特別選抜結果通知書	27	G-1	53	社会人特別選抜結果通知書	高等学校長		所属長等 写しを中学校長	
〃	27	H	54	合格通知書	高等学校長	所属長等	合格者	
県内特例措置出願	12, 17	K-1	56	宮城県公立高等学校出願承認願(県内の特例措置による出願者用)	志願者		高等学校長	
県外からの出願	28	K-2	57	宮城県公立高等学校出願承認願(県外からの出願者用)	志願者		高等学校長	
東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願	74, 75	K-3	76	宮城県公立高等学校出願承認願(東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用)	志願者		高等学校長	
県内特例措置及び県外からの出願	12, 17 28	L	58	宮城県公立高等学校出願承認書	高等学校長		志願者	
受験上の特別配慮	37	P	59	受験上の配慮申請書	中学校長		高等学校長	
〃	37	Q	60	受験上の配慮通知	高等学校長		中学校長	

市立高等学校にあっては所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

一覧に示されていない様式については後日通知する。

様式 A-1 及び様式 A-2 のみ A4 判(横)、他は A4 判(縦)とする。

## 凡 例

様式の中で使う略称とその意味については以下のとおりである。

県外	県外からの出願を承認された者が出願することをいう。
海外	海外帰国者等が出願することをいう。
過卒	過年度卒業生が出願することをいう。
県境	県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定により出願することをいう。
特支	特別支援学級在籍者が出願することをいう。
社会人	社会人特別選抜に出願することをいう。
連携	連携型選抜に出願することをいう。
区域外	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置により出願することをいう。

## 様式記入の一般的注意

- 1 各学校・学科・コースにおいて記入の必要のない欄には斜線又は\*を付す。
- 2 各学校・学科・コースにおいて該当する者がいない場合、その欄には「0」と記入する。
- 3 貞山高等学校については、コースの欄に昼間部・夜間部の別を記入する。
- 4 東松島高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部の別を記入する。
- 5 田尻さくら高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。
- 6 仙台大志高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。



様式 C

(      /      中)

前期選抜  
連携型選抜                      出 願 者 一 覧 表  
後期選抜  
第二次募集

平成    年    月    日  
〇〇中学校長    氏            名 印

志願高等学校名	高等学校 (      校)	課程別	全日制・定時制		
出 願 者 数	男            名 ・ 女            名	計            名			
受 付 番 号*	志 望 学 科 名 (      コース)	氏      名	男 女 別	満 年 齢 (4月1日現在)	備      考

- <注> 1 前期選抜・連携型選抜・後期選抜・第二次募集のいずれかを   で囲むこと。
- 2 全日制・定時制別、本校・分校別及び学科・コース別に作成し、枠外右上端「( / 中)」には、各高等学校に提出する全ての用紙の枚数を分母にして、例えば、全3頁中の1頁目の場合は「(1 / 3中)」, 2頁目の場合は「(2 / 3中)」のように示すこと。
- 3 受付番号欄には、記入しないこと。
- 4 志望学科名(第2志望学科がある場合でも、第1志望学科名のみを記載すること。)は、普通科, 農業科, 電気科等と記入すること。
- 5 満年齢は平成30年4月1日現在で記入すること。
- 6 前期選抜, 連携型選抜, 後期選抜及び第二次募集の出願の際、それぞれ提出すること。
- 7 備考欄については、下表により略記で記入すること。また、第二次募集にあつては、18頁の「3 出願資格」を参照し、(1)~(4)のうち該当する番号を記入すること。

出 願 等 の 種 類	略 記
県外からの出願	県 外
海外帰国者等の出願	海 外
過年度卒業生の出願	過 卒
県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定に基づく出願	県 境
特別支援学級在籍者が出願	特 支
東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願	区域外

様式 D

	平成	年	月	日
前期選抜 社会人特別選抜 連携型選抜 後期選抜 第二次募集	出願書類受領書			
	中学校長 殿 (所属長 殿)			
	〇〇高等学校長	氏	名	印
下記の書類を受領しました。				
1	入学願書及び写真票	…	通	
2	志願理由書	…	通	
3	出願者一覧表	…	通	
4	調査書	…	通	
5	受験票等送付用封筒	…	通	
6	結果通知用封筒	…	通	
7	入学者選抜手数料免除申請書	…	通	

- <注> 1 前期選抜及び社会人特別選抜では必ず作成すること。  
連携型選抜，後期選抜，第二次募集では適宜作成して使用すること。
- 2 受領した書類の内訳については，選抜ごとの提出書類に即して記載すること。
- 3 入学者選抜手数料の免除に係る申請については，「7 入学者選抜手数料免除申請書」として記載すること。

様式 F

受験票送付一覧 平成 年 月 日							
○○中学校長 殿 (所属長 殿)							
○○高等学校長 氏 名 印							
No.	学科 (コース)	受験番号	氏 名	男女別	受験資格		備 考
					有	無	

〈注〉 前期選抜において高等学校が示す「出願できる条件」を満たしている出願者については、受験番号を記載し、受験資格の「有」の欄に○を記入する。また、「出願できる条件」を満たしていない出願者には受験番号の欄を空欄とし、受験資格の「無」の欄に○を記入した上で、備考欄にその理由を簡潔に記載する。

社会人特別選抜の場合は、所属長等に送付し、中学校長には写しを送付する。

様式 G-1 (前期選抜, 社会人特別選抜, 連携型選抜, 第二次募集)

前期選抜  
社会人特別選抜 結果通知書  
連携型選抜  
第二次募集

平成 年 月 日

〇〇中学校長 殿  
(所属長 殿)

〇〇高等学校長 氏 名 印

通し No.	学 科 (コース)	受 験 番 号	氏 名	男 女 別	合	否
1						
2						

- <注> 1 社会人特別選抜の場合は, 所属長等に送付し, 中学校長には写しを送付する。  
2 欠席者(受験を辞退した者を含む。)については一切記載しないこと。

様式 G-2 (後期選抜)

後期選抜結果通知書

平成 年 月 日

〇〇中学校長 殿

〇〇高等学校長 氏 名 印

通し No.	志望学科 (コース)	受 験 番 号	氏 名	男 女 別	志望学科の		第2志望合格学科 (コース)
					合	否	
1							
2							

- <注> 1 志望学科(コース)とは, 第1志望学科(コース)をさす。  
2 欠席者(受験を辞退した者を含む。)については一切記載しないこと。

# 合 格 通 知 書

受 験 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名

あなたは, 平成 年度入学者選抜の結果, 本校 課程 科  
( コース) に合格しましたので通知します。

平成 年 月 日

〇〇高等学校長 氏 名 印

## 社会人特別選抜 推薦書

平成 年 月 日

〇〇高等学校長 殿

〇〇株式会社

代表取締役社長 氏 名 印

平成30年3月末で本社勤務満〇年〇月となる見込みの社員〇〇〇〇〇(男・女)は、  
下記の「推薦理由」により、貴校 科( 部)へ  
の入学が適当と認められるので推薦いたします。

記

推 薦 理 由

<注> 推薦理由は、25頁の「2 出願資格」(2)を参照すること。

様式 K-1 (県内の特例措置による出願者用)

宮城県公立高等学校出願承認願 (県内の特例措置による出願者用) (特例)

平成 年 月 日

〇〇高等学校長 殿

本人氏名  
(本人署名又は記名押印)

保護者氏名  
(本人署名又は記名押印)

下記のとおり、一家転住により出願先の変更を希望するので、承認くださるよう、お願いします。

記

本人	現住所	〒 ( )		
	在学(出身)中学校	電話番号 ( ) -		
	卒業見込(卒業)の年月	昭和 平成	年 月	卒業見込・卒業
	氏名		性別	男・女
	生年月日	昭和 平成	年 月 日	年齢 歳
保護者	現住所	〒 ( )		
	氏名	電話番号 ( ) -		
転居先住所				
変更後の出願先				
理由	----- ----- ----- ----- -----			
学校所在地		〇〇中学校長 氏名		印
上記のとおり相違ないことを証明します。				

- <注> 1 理由は具体的に記入すること。  
 2 返信用封筒 (長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手貼付、あて先明記) を同封すること。

様式 K-2 (県外からの出願者用)

宮城県公立高等学校出願承認願 (県外からの出願者用) ( )

平成 年 月 日

〇〇高等学校長 殿

本人氏名  
(本人署名又は記名押印)

保護者氏名  
(本人署名又は記名押印)

下記のとおり、貴校に入学したいので、出願を承認くださるよう、お願いします。

記

本人	現住所	〒 ( )		
	在学(出身)中学校	電話番号 ( ) -		
	卒業見込(卒業)の年月	昭和 平成	年 月	卒業見込・卒業
	氏名		性別	男・女
	生年月日	昭和 平成	年 月 日	年齢 歳
保護者	現住所	〒 ( )		
	氏名	電話番号 ( ) -		
転居先住所				
理由	----- ----- ----- ----- ----- -----			
学校所在地		〇〇中学校長 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>		
上記のとおり相違ないこと、及び貴県の公立高等学校以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。				

- <注> 1 特例措置による出願(後期選抜時)の場合は、右上の( )に**特例**と記入すること。  
 2 理由は具体的に記入すること。  
 3 返信用封筒(長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手貼付、あて先明記)を同封すること。

		〇〇高等学校指令第		割印	号	
宮城県公立高等学校出願承認書 ( )						
平成 年 月 日付けで申請のあった下記の者の出願について、承認します。						
記						
1	氏名					
2	生年月日					
3	在学(出身)中学校					
4	志願高等学校名					
5	理由					
6	転居先住所					
	平成 年 月 日					
				〇〇高等学校長	氏名	印

- <注> 1 特例措置による出願の場合は、右上の( )に**特例**と記入すること。  
2 理由は、簡潔に記入すること。

受験上の配慮申請書

〇〇高等学校長 殿

平成 年 月 日

〇〇中学校長 氏 名 印

下記のとおり、学力検査・学校独自検査等の受験上の配慮をお願いします。  
記

氏 名		性別	男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日生
志望学科等	課程		科 ( コース)	受験番号	※	
在学(出身) 中学校			卒業見込 (卒業)の年月	昭和 平成	年 月	卒業見込 卒業
配慮の内容	海外帰国者等 身体上のこと等 ( ) その他 ( )					
配慮の 希望 事項	施設面					
	検査方法					
	その他					
配慮が必要な理由						

- <注> 1 「受験番号」の欄については、記入しないこと。  
 2 「配慮の内容」の欄については、該当する項目を  で囲み、( ) 内には、その具体的な内容を記入すること。  
 3 配慮の希望事項の記入について  
 (1) 施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。  
 (2) 検査方法については、拡大文字での検査、英語の放送による検査における直接検査、検査時間の延長等の希望を記入すること。  
 (3) その他については、特別な器具の持込や薬の服用など、上記(1)、(2)以外の配慮を希望する場合に記入すること。  
 (4) 「配慮の希望事項」の欄は、受験上の配慮に関する記入欄であり、選抜に関する配慮等については、記入しないこと。  
 4 中学校長は、配慮申請の妥当性を示す資料（診断書、中学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した副申書など）を添付して、志願高等学校長に提出すること。

様式 Q

受験上の配慮通知

平成 年 月 日

〇〇中学校長 殿

〇〇高等学校長 氏 名 印

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

志 願 者 氏 名	( 男 ・ 女 )	受験番号	
志 望 学 科 ( コ ー ス )			
配慮事項について			

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 写真票

全定の別	学科・コース名	受験番号	※
全・定	( 科 コース)部	氏名	
在学(出身) 中学校	中学校		

写真欄  
 ・上半身正面、無帽  
 ・最近3ヶ月以内に撮影したもの  
 ・縦4cm、横3cm  
 ・カラー・白黒を問いません。  
 ・写真の裏に氏名と中学校名を記入し、貼付すること。

(切り離さないで提出のこと。)

県外からの出願者、海外帰国者等の出願者、過年度卒業生の出願者、岩手・福島との県境隣接協定に基づく出願者、特別支援学級からの出願者、社会人特別選抜の出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については、右の○の中に、それぞれ県外、海外、過卒、県境、特支、社会人及び区域外と朱書する。

※  
受験番号

入学者選抜手数料

県立高等学校出願者は宮城県収入証紙をここに貼付する(消印、割印しないこと)。  
 仙台市立高等学校出願者は納入通知書兼領収書を願書裏面に貼付すること。  
 石巻市立高等学校出願者は納入通知書兼領収証書を願書裏面に貼付すること。

※受付番号

入学願書(前期選抜)

平成30年 月 日

高等学校長殿  
( 校)

本人氏名  
(本人署名又は記名押印)

(男・女)

(昭和/平成 年 月 日生)

保護者(又は保証人)氏名  
(本人署名又は記名押印)

貴校(全日制・定時制)課程( )科( )コース)に  
 入学を志願いたします。

本人	現住所	〒( )
	在学(出身) 中学校	昭和/平成 年 月 卒業見込・卒業
保護者 (又は保証人)	現住所	〒( )
	電話番号(県外の場合のみ記入)	( ) —

(切り離さないで提出のこと。)

割印

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 前期選抜受験票

全定の別	学科・コース名	受験番号	※	氏名	
全・定	( 科 コース)部				
在学(出身) 中学校	中学校	生年月日	昭和/平成	年 月 日生	
出願校名及び 受験場所	※ 高等学校				

(※の欄は記入しないこと。)

平  
30  
前

## 記入上の注意

1 入学願書は、本人及び保護者(保証人)が記入すること。ただし、本人が20歳以上の場合は保護者(保証人)の記入は不要であるが、その場合であっても保護者欄の電話番号に**本人の電話番号**を記入すること。

- 2 分校に出願する者は、分校名を分校名欄に〇〇校と記入すること。
- 3 氏名については、住民票どおりに記載すること。
- 4 性別については、「男・女」のどちらかを○で囲むこと。
- 5 生年月日については、「昭和・平成」のどちらかを○で囲むこと。
- 6 保護者欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者がいないときは後見人を記入すること。
- 7 志望課程については、全日制・定時制のどちらかを、で囲むこと。
- 8 「( )科(  コース部 )」のところは、出願する学科、コース・部名を記入すること。ただし、出願する学校に二つ以上の小学科が置かれている場合、例えば、工業に関する学科における機械科、電気科等のような場合には、その小学科名を記入すること。  
一括募集を実施する学科については、農業・園芸(又は  農業園芸)のように記入すること。
- 9 在学(出身)中学校欄の「昭和・平成」及び「卒業見込・卒業」については、それぞれどちらかを  で囲むこと。  
なお、中等教育学校前期課程においては「修了見込・修了」を「卒業見込・卒業」として扱うこと。
- 10 県立高等学校出願者にあつては、宮城県収入証紙(全日制課程2,200円、定時制課程950円)を、所定の欄に貼付すること(消印、割印しないこと)。  
市立高等学校出願者にあつては、それぞれの市条例で定める額の手数料(全日制課程2,200円、定時制課程950円)を金融機関に納入し、仙台市立高等学校出願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校出願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。
- ◎ 出願受付期間は1月9日(火)から1月12日(金)までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日(金)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、1月12日(金)午前11時までに必着のこと。)

仙台市立高等学校に出願する場合は納入通知書兼領収証書を、上下のミシンの間に貼付すること。

- ・検査期日 平成30年1月31日(水)
- ・集合時刻 午前8時30分
- ・検査の日程

8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	以降
受付 諸注意	[1] 国語		[2] 数学		[3] 英語	昼食 休憩	学校独自検査	

- ・当日持参するもの  
受験票、鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき、腕時計
- ・学力検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。  
その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 写真票

全定の別	学科・コース名	受験番号	※
全・定	( 科 コース部 )	氏名	
在学(出身) 中学校	中学校		

写真欄

- ・上半身正面、無帽
- ・最近3ヶ月以内に撮影したもの
- ・縦4cm、横3cm
- ・カラー・白黒を問いません。
- ・写真の裏に氏名と中学校名を記入し、貼付すること。

(切り離さないで提出のこと。)

県外からの出願者、海外帰国者等の出願者、過年度卒業生の出願者、岩手・福島との県境隣接協定に基づく出願者、特別支援学級からの出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については、右の○の中に、それぞれ県外、海外、過卒、県境、特支及び区域外と朱書する。

受験番号	※
------	---

入学者選抜手数料	<p>県立高等学校出願者は宮城県収入証紙をここに貼付する(消印、割印しないこと)。                  仙台市立高等学校出願者は納入通知書兼領収書を願書裏面に貼付すること。                  石巻市立高等学校出願者は納入通知書兼領収証書を願書裏面に貼付すること。</p>
----------	--

入学願書(後期選抜)

平成30年 月 日  
 高等学校長殿  
 ( 校 )

本人氏名 (男・女)  
 (本人署名又は記名押印) (昭和/平成 年 月 日生)

保護者(又は保証人)氏名  
 (本人署名又は記名押印)

貴校(全日制・定時制)課程( )科( )コース部に  
 入学を志願いたします。

本人	現住所	〒( )
	在学(出身) 中学校	昭和/平成 年 月 卒業見込・卒業 電話番号(県外の場合のみ記入) ( )
保護者 (又は保証人)	現住所	〒( ) 電話番号 ( )

第2志望	科	コース部
------	---	------

(切り離さないで提出のこと。)

割印

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 後期選抜受験票

全定の別	学科・コース名	受験番号	※	氏名	
全・定	( 科 コース部 )				
在学(出身) 中学校	中学校	生年月日	昭和/平成	年 月 日生	
出願校名及び 受験場所	※ 高等学校				

(※の欄は記入しないこと。)

平成30後

## 記入上の注意

- 1 入学願書は、本人及び保護者(保証人)が記入すること。ただし、本人が20歳以上の場合は保護者(保証人)の記入は不要であるが、その場合であっても保護者欄の電話番号に**本人の電話番号**を記入すること。
- 2 分校に出願する者は、分校名を分校名欄に〇〇校と記入すること。

---

- 3 氏名については、住民票どおりに記載すること。
- 4 性別については、「男・女」のどちらかを○で囲むこと。
- 5 生年月日については、「昭和・平成」のどちらかを○で囲むこと。
- 6 保護者欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者がいないときは後見人を記入すること。
- 7 志望課程については、全日制・定時制のどちらかを、で囲むこと。
- 8 「( )科(  )」のところは、出願する学科、コース・部名を記入すること。ただし、出願する学校に二つ以上の小学科が置かれている場合、例えば、工業に関する学科における機械科、電気科等のような場合には、その小学科名を記入すること。  
 一括募集を実施する学科については、農業・園芸(又は農業園芸)のように記入すること。
- 9 在学(出身)中学校欄の「昭和・平成」及び「卒業見込・卒業」については、それぞれどちらかをで囲むこと。  
 なお、中等教育学校前期課程においては「修了見込・修了」を「卒業見込・卒業」として扱うこと。
- 10 第2志望欄には、志望する学科、コース・部名を記入すること。ただし、第2志望とすることを認める学科・コース・部を志望する場合に限る。
- 11 県立高等学校出願者にあつては、宮城県収入証紙(全日制課程2,200円、定時制課程950円)を、所定の欄に貼付すること(消印、割印しないこと)。  
 市立高等学校出願者にあつては、それぞれの市条例で定める額の手数料(全日制課程2,200円、定時制課程950円)を金融機関に納入し、仙台市立高等学校出願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校出願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。
- ◎ 後期選抜出願受付期間は**2月19日(月)から2月22日(木)まで**とする。  
 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**2月22日(木)は午前11時まで**とする(郵送する場合であっても、**2月22日(木)午前11時までに必着**のこと)。

---

仙台市立高等学校に出願する場合は納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校に出願する場合は納入通知書兼領収証書を、上下のミシンの間に貼付すること。

- ・検査期日 平成30年3月6日(火)
  - ・集合時刻 午前8時30分
- ・学力検査の日程

8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
受付 諸注意	[1] 国語		[2] 数学		[3] 社会	昼食 休憩	[4] 英語		[5] 理科	

- ・当日持参するもの  
 受験票、鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき、腕時計
- ・学力検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。  
 その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 写真票

全定の別	学 科 名	受験番号	※
全	科	氏 名	
在学中学校	中学校		

写真欄

- ・上半身正面、無帽
- ・最近3ヶ月以内に撮影したもの
- ・縦4cm、横3cm
- ・カラー・白黒を問いません。
- ・写真の裏に氏名と中学校名を記入し、貼付すること。

(切り離さないで提出のこと。)

海外帰国者等の出願者、特別支援学級からの出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については、右の〇の中に、それぞれ海外、特支及び区域外と朱書する。

受験番号 ※

入学者選抜手数料	宮城県収入証紙をここに貼付する(消印、割印しないこと。)											
<p>入 学 願 書 (連 携 型 選 抜)</p> <p>平成30年 月 日</p> <p>宮城県志津川高等学校長 殿</p> <p>本人氏名 (男・女)  <small>(本人署名又は記名押印)</small> (平成 年 月 日生)</p> <p>保護者(又は保証人)氏名  <small>(本人署名又は記名押印)</small></p> <p>貴校全日制課程 ( ) 科に入学を志願いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本人</td> <td>現住所</td> <td>〒( )</td> </tr> <tr> <td>在学中中学校</td> <td>平成 年 月 卒業見込</td> </tr> <tr> <td>保護者 <small>(又は保証人)</small></td> <td>現住所</td> <td>〒( )</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>電話番号 ( ) —</td> </tr> </table>		本人	現住所	〒( )	在学中中学校	平成 年 月 卒業見込	保護者 <small>(又は保証人)</small>	現住所	〒( )			電話番号 ( ) —
本人	現住所		〒( )									
	在学中中学校	平成 年 月 卒業見込										
保護者 <small>(又は保証人)</small>	現住所	〒( )										
		電話番号 ( ) —										

平30連

(切り離さないで提出のこと。)

割印

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜 連携型選抜受験票

全定の別	学 科 名	受験番号	※	氏 名
全	科			
在学中学校	中学校	生年月日	平成 年 月 日生	
出願校名及び受験場所	宮城県志津川高等学校			

(※の欄は記入しないこと。)

## 記 入 上 の 注 意

- 1 入学願書(連携型)は、本人及び保護者(保証人)が記入すること。
  - 2 氏名については、住民票どおりに記載すること。
- 
- 3 性別については、「男・女」のどちらかを○で囲むこと。
  - 4 保護者欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者がいないときは後見人を記入すること。
  - 5 「( )科」のところは、出願する学科名を記入すること。
  - 6 宮城県収入証紙(全日制課程2,200円)を、所定の欄に貼付すること(消印, 割印しないこと)。
- ◎ 出願受付期間は1月9日(火)から1月12日(金)までとする。  
 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日(金)は午前11時までとする  
 (郵送する場合であっても、1月12日(金)午前11時までに必着のこと。)

- 
- ・検査期日 平成30年1月31日(水)      ・集合時刻 午前8時30分
  - ・検査の日程

8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00 以降
受付 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 英 語	昼 食 休 憩	面 接

- ・当日持参するもの  
 受験票, 鉛筆, 消しゴム, 鉛筆削り, 一組の三角定規, コンパス, 昼食, 上ばき, 腕時計
- ・学力検査を受ける際, 計算, 翻訳, 辞書, 通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。  
 その他, アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

(平成30年度入学者選抜用)

# 調査書

調査書等作成委員会	
記載責任者印	

受験番号	※No.
------	------



ふりがな 氏名		性別	
生年月日	平成 年 月 日生		
卒業年月	平成 年 月		

記載内容に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

1 各教科の学習の記録					
教科	学年	1	2	3	※
	国 語				
数 学					
外 国 語					
社 会					
理 科					
音 楽					
美 術					
保 健 体 育					
技 術 ・ 家 庭					

4 特別活動等の記録
① 学級活動 ② 生徒会活動 ③ 学校行事 ④ その他

2 総合的な学習の時間の記録

5 スポーツ活動, 文化活動, 社会活動, ボランティア活動等の記録

3 行動の記録			
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自主・自律		勤 労 ・ 奉 仕	
責 任 感		公 正 ・ 公 平	
創 意 工 夫		公 共 心 ・ 公 徳 心	

6 欠席の状況			
学年	事項	欠席日数	事由
	1		
2			
3			

7 特記事項

※No.
------

## 調査書作成上の留意事項

中学校長は、正確公正を期して調査書を作成するため、校内に調査書等作成委員会を設置すること。

調査書の作成に当たっては、所定の生徒指導要録等に基づいて、生徒に関する客観的な資料となるよう十分留意すること。

### I 記入上の全般的注意

- 1 調査書の作成に当たっては、県教育委員会が作成した表計算ソフトや、学校作成の表計算ソフト又は文書作成ソフト等を用いる。また、手書きの場合は、黒のペンを用いる。ただし、鉛筆書きした原本を複写してもよい。
- 2 平成30年3月卒業見込みの者の調査書には、平成30年1月31日までの事項を記入する。ただし、前期選抜及び連携型選抜出願者については、平成29年12月31日までの事項を記入する。
- 3 数字は、すべて算用数字を用いる。
- 4 誤記を訂正する場合は、消しゴム、ナイフ、修正液等を用いず、記載責任者が訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押して訂正する。
- 5 ※No. の欄は記入しない。
- 6 卒業年月欄の右隣の欄については、「卒業見込」、「卒業」のいずれか一方を記入する。中等教育学校前期課程においては「修了見込」、「修了」のいずれか一方を記入する。
- 7 調査書等作成委員会の欄には、記載責任者の認印を押す。
- 8 前期選抜の出願にあっては、各高校の「出願できる条件」の審査対象となる条件の証明になる場合には、条件を満たすことを高校側で確認できるように正確に記載すること。
- 9 作成した調査書は、必ず印刷をした上で生徒指導要録等の原本と相違ないかを複数の担当者で照合、確認すること。

### II 各欄記入上の注意

- 1 「各教科の学習の記録」の欄について  
1年から3年までの評定を生徒指導要録等に基づき**5段階**で記入する。  
※の縦の欄は記入しない。
- 2 「総合的な学習の時間の記録」の欄について  
学習活動及び学習評価の観点の中で顕著な事項や成長の様子を生徒指導要録等に基づき総合的に記入する。
- 3 「行動の記録」の欄について  
第3学年について記入する。各項目ごとにその趣旨に照らして「十分満足できる状況であると判断される場合」に、○印を記入する。
- 4 「特別活動等の記録」の欄について  
特別活動等における生徒の活動状況について、該当する事項を適宜番号で示し、事実及び所見を記入する。

- 5 「スポーツ活動，文化活動，社会活動，ボランティア活動等の記録」の欄について  
上記各分野のいずれかにおいて，次の（１）～（４）に該当する場合はその内容を具体的に記述する。該当しない場合には斜線を引くこと。
- （１）スポーツ活動  
中学校体育連盟等の運動競技会において，県大会以上の大会で優秀な成績をおさめるなど，特に優れた体育的能力を有する者
- （２）文化活動  
芸術作品展示会や発表会等の文化的活動において，県大会以上の大会で優秀な成績をおさめるなど，特に優れた能力を有する者
- （３）社会活動  
中学校の特別活動などにおいて，継続的に活躍するなど，特に優れたリーダー性を有する者
- （４）ボランティア活動  
校内外において1年以上の長期間にわたり奉仕的活動に携わり，その活動が特に顕著であると認められる者
- 6 「欠席の状況」の欄について  
事由の欄には，各学年において欠席日数が7日以上の場合には主な理由等を記入する。
- 7 「特記事項」の欄について  
この欄には，次の項目で特記すべきことがあれば，該当する事項を番号で示し，生徒指導要録等に基づき記入する。
- （１）就学中の転・編入学に関すること  
（２）各教科の学習状況に関すること  
（３）行動の記録に関すること  
（４）健康状態に関すること  
（５）進路に関すること  
（６）その他
- 8 県外からの出願者，海外帰国者等の出願者，過年度卒業生の出願者，岩手・福島の県境隣接協定に基づく出願者，特別支援学級からの出願者，社会人特別選抜の出願者，連携型選抜出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については，右上の□の中に，それぞれ**県外**，**海外**，**過卒**，**県境**，**特支**，**社会人**，**連携**及び**区域外**と朱書する。例えば，県外からの過年度卒業生が出願する場合は，**県外・過卒**と朱書する。

### Ⅲ その他

- 1 「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は，副申書を添付することができる。
- 2 平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については，生徒指導要録の「学籍に関する記録」に相当する内容のみ記入する。ただし，**記入しない欄は斜線を引くこと**。  
なお，卒業証明書をもって調査書に代えることもできる。

# 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

## I 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定

### (I) 宮城県と岩手県との協定

宮城県教育委員会と岩手県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
  - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成16年1月1日より施行し、平成16年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と岩手県の県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（平成13年12月28日締結）は、廃止する。

平成15年12月22日

宮 城 県 教 育 委 員 会  
岩 手 県 教 育 委 員 会

### 別表

#### 宮城県側

#### 岩手県側

市 町 村	志願できる県立高等学校	市 町 村	志願できる県立高等学校
栗原市（平成17年3月31日における旧栗駒町、旧金成町、旧若柳町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校	一関市（平成17年9月19日における一関市、西磐井郡花泉町の区域に限る。）	岩ヶ崎高等学校 迫桜高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校
登米市（平成17年3月31日における旧石越町、旧中田町、旧東和町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校	一関市（平成17年9月19日における東磐井郡室根村および平成23年9月25日における東磐井郡藤沢町の区域に限る。）	気仙沼高等学校 } ※ 気仙沼西高等学校 } 本吉響高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校 気仙沼向洋高等学校
気仙沼市	千厩高等学校（普通科を除く） 高田高等学校 大船渡東高等学校	大船渡市 陸前高田市	気仙沼高等学校 } ※ 気仙沼西高等学校 } 本吉響高等学校 気仙沼向洋高等学校

※平成30年4月1日からの統合に伴い、別表中、気仙沼高等学校と気仙沼西高等学校は、気仙沼高等学校となる予定である。

## (II) 宮城県と福島県との協定

宮城県教育委員会と福島県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
  - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成13年1月1日より施行し、平成13年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と福島県の県境隣接地域公立高等学校入学志願取扱協定（昭和52年10月11日締結）は、廃止する。

平成12年12月18日

宮 城 県 教 育 委 員 会  
福 島 県 教 育 委 員 会

### 別表

#### 宮城県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
白石市	梁川高等学校
伊具郡丸森町	梁川高等学校 新地高等学校 相馬高等学校 相馬東高等学校
亘理郡山元町	新地高等学校 相馬高等学校 相馬東高等学校

#### 福島県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
伊達郡国見町 〃 桑折町 伊達市梁川町 (平成17年12月31日現在の旧伊達郡梁川町の区域に限る)	白石高等学校 白石工業高等学校 伊具高等学校
相馬郡新地町 相馬市	伊具高等学校 亘理高等学校

## II 宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有する者が山形県の公立高等学校へ志願する場合

宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有し、通学の便が悪いため本県の公立高等学校へ志願できない者は、山形県の最寄りの特定の高等学校（上山明新館高、高島高）へ志願することができる。

県立高等学校の通学区域に関する規則(抄)

(昭和31年12月28日宮城県教育委員会規則第17号)

最終改正 平成29年3月教育委員会規則第11号

(趣旨)

第一条 県立高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域については、この規則の定めるところによる。

(通学区域)

第二条 高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

(他都道府県に住所を有する者の取扱い)

第三条 他の都道府県に住所を有する者が宮城県の高学校に就学しようとするときは、別に定める場合を除き、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校(義務教育学校を含む。以下同じ。)又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 高等学校への就学を必要とする理由

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則(抄)

(平成12年3月23日仙台市教育委員会規則第4号)

改正 平成29年2月23日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第二条 市立高校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

(他都道府県からの就学)

第三条 他の都道府県に住所を有する者がやむを得ない理由により市立高校に就学しようとするときは、当該市立高校の校長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校(義務教育学校を含む。以下同じ。)又はその者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる事項を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 市立高校への就学を必要とする理由

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則(抄)  
(平成17年4月1日石巻市教育委員会規則第15号)  
最終改正 平成29年3月29日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、石巻市立高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 石巻市立高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

(他都道府県からの通学)

第3条 他の都道府県に住所を有する者でやむを得ない理由により石巻市立高等学校への就学を希望する者は、教育委員会の承認を得て、石巻市立高等学校に通学することができる。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該者の在学する若しくは卒業した中学校(義務教育学校を含む。以下同じ。)又は当該者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、石巻市立高等学校への就学を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) 現住所、氏名及び生年月日

(2) 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月、又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

(3) 保護者の現住所及び氏名

(4) 石巻市立高等学校への就学を必要とする理由

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

# 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会  
仙台市教育委員会  
石巻市教育委員会

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

## 1 出願資格及び出願手続

### (1) 出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「I 募集及び出願」の「3 出願制限」に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア 平成23年3月11日現在、県外に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ 平成23年3月11日現在、本県内に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

### (2) 出願手続

当該措置により出願する者は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願書類に加えて、宮城県公立高等学校出願承認願（東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用）（様式K-3）を、現在在籍している中学校長を経て高等学校長に提出する。

この場合、高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の交付を省略する。

## 2 出願書類作成上の注意

### (1) 入学願書及び写真票

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、右上の  の中に、**区域外**と朱書するものとする。

### (2) 調査書

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、右上の  の中に、**区域外**と朱書するものとする。

### (3) 出願者一覧表（様式C）

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、備考欄に**区域外**と朱書するものとする。

## 3 被災に伴う転学者の取扱い

- (1) 平成23年3月11日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅷ 県外からの出願」（28頁）に基づき出願すること。

- (2) 平成23年3月11日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。

様式 K-3 (東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用)

宮城県公立高等学校出願承認願 (東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用)				
○○高等学校長 殿	平成 年 月 日	本人氏名 (本人署名又は記名押印)		
		保護者氏名 (本人署名又は記名押印)		
下記のとおり、貴校に入学したいので、出願を承認くださるよう、お願いします。				
記				
本人	現住所(避難先の住所)	〒 ( )		
	住民票の住所			
	在学中学校	中学校 平成 年 月 卒業見込		
	氏名		性別	男 ・ 女
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢	歳
保護者	現住所(避難先の住所)	〒 ( ) 電話番号 ( ) -		
	氏名	続柄 ( )		
	入学後の住所(予定)	〒 ( )		
平成23年3月11日現在の住所(避難前の住所)		〒 ( )		
理由				
学校所在地		○○中学校長	※	
電話番号 ( ) -		氏名	印	
上記のとおり相違ないこと、及び貴県の公立高等学校以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。				

- <注> 1 志願者本人又は保護者が理由の欄まで記入すること。理由は具体的に記入すること。  
 2 中学校長は記載内容を確認の上、※の欄を作成すること。

